

山口県報

平成19年
1月30日
(火曜日)

目次

規則	一
山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(こども未来課)	一
告示	二
土地改良区設立の認可(農村整備課)	二
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	二
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産振興課)	二
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	三
柳井南町土地区画整理事業の施行者の変動(都市計画課)	四
公告	四
山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)	四
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	五
土地改良区役員の届出(農村整備課)	五
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	六
県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑地区)の換地処分(農村整備課)	六
選管告示	六
不在者投票のできる老人ホームの指定	六
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	六
公安委公告	七
契約の締結	七
労委公告	七
山口県労働委員会のおっせん員候補者	七

山口県規則第六号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(有害図書類の陳列方法)

第三条の二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、条例第六条の二第一項の規定により有害図書類を置くときは、次のいずれかの方法によらなければならない。

一 図書類を置く場所を壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもので二以上の部分に仕切り、そのうちの二の部分で次に掲げる要件を備えているものに置くこと。

イ 客が当該部分の外からその内部を容易に見通すことができないこと。

ロ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が当該部分に立ち入つた者の人相、体格、服装その他の状況を目視により、又は映像機器、鏡その他の装置を用いて監視することができること。

ハ 当該部分の入口に青少年の立入りを禁止する旨及び当該部分の内部を監視している旨の掲示をしていること。

二 包装等(図書、雑誌その他の刊行物を含む。)を包装し、又はこれに封を施して、その包装を破棄し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができないようにすることをいう。以下この条において同じ。)をし、有害図書類以外の図書類を置く棚から六十センチメートル以上離して設けた棚に置くこと。ただし、図書類を置くことができる面の数が一である棚に図書類を置く場合で、有害図書類を置く棚をその後面が有害図書類以外の図書類を置く棚の後面に向くように設けるときは、これらの棚の間の距離は、六十センチメートル以上であることを要しない。

三 包装等をして棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に図書類の手前に十センチメートル以上張り出すように仕切りの板(透明又は半透明のもの

除く。)を設けること。

四 包装等をし、床面からの高さが百五十センチメートル以上の位置に背表紙のみが見えるようにして置くこと。

五 包装等をし、図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置されている場所からの距離が五メートル以内であり、かつ、当該者が目視により監視することができない場所に置くこと。

六 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置され、かつ、壁、棚、台等で囲まれた場所の上方又は内部に、客が直接触れることができない状態にして置くこと。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。



山口県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

萩市三見土地改良区

平成一九、一、二二

山口県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

市町名

施行地区

事業の種類

同意年月日

宇部市

上花香大堤地区

ため池の整備

平成一九、一、二二

山口県告示第三十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

表中

玉江浦区
（山口県漁業協同組合の地区のうち秋市大字山田字玉江浦、倉江、字小原、字長谷及び橋本川の左岸の地域）

3 2 1
1 なわを使用して営む漁業
2 型定置網漁業
3 及び2に掲げる漁業以外の漁業

玉江浦区
（山口県漁業協同組合の地区のうち秋市大字山田字玉江浦、倉江、字小原、字長谷及び橋本川の左岸の地域）

3 2 1
1 なわを使用して営む漁業
2 小型いかつり漁業及び小型定置網漁業
3 及び2に掲げる漁業以外の漁業

下関区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち下関市熊野町一丁目、熊野町二丁目、春日町、大坪本町、西大坪町、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、目、汐入町、伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目の地域）

3 2 1
1 網を使用し2に掲げる漁業以外の漁業
2 総トン数十トン以上の漁船により行う漁業
3 及び1に掲げる漁業

下関区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち下関市熊野町一丁目、熊野町二丁目、春日町、大坪本町、西大坪町、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、目、汐入町、伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目の地域）

3 2 1
1 網を使用し2に掲げる漁業以外の漁業
2 総トン数十トン以上の漁船により行う漁業
3 及び1に掲げる漁業

安下庄区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち周防の大島町大字西安下庄及び大字東安下庄の地域）

5 4 3 2 1
1 主として船ひき網を使用して営む漁業
2 主として船ひき網を使用して営む漁業
3 主として船ひき網を使用して営む漁業
4 主として船ひき網を使用して営む漁業
5 から4までに掲げる漁業以外の漁業

安下庄区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち周防の大島町大字西安下庄及び大字東安下庄の地域）

4 3 2 1
1 主として船ひき網を使用して営む漁業
2 主として船ひき網を使用して営む漁業
3 主として船ひき網を使用して営む漁業
4 から3までに掲げる漁業以外の漁業

改める。

山口県告示第三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年一月三十日

一 起業者の名称

山口県知事 二井 関 成

を

に

を

に

を

に

和木町

事業の種類

中開防災緑地広場整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

玖珂郡和木町和木三丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十條第一号関係

中間防災緑地広場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(一) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である和木町は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(二) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、石油を貯蔵し、又は取り扱う事業所に起因する爆発その他の災害に際し地域住民が一時的に避難することのできる広場を整備することにより、地域住民の安全を確保することである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、災害の発生時に安全に出入りを行うことができることを条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、石油を貯蔵し、又は取り扱う事業所に起因する爆発その他の災害に際し地域住民の安全を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

起業地を表示する図面の縦覧場所
和木町役場

山口県告示第三十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第七項の規定により、柳井南町土地区画整理事業施行者山口県信用農業協同組合ほか二人から柳井南町土地区画整理事業の施行者について、次のとおり変動があった旨の届出があった。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理事業の名称

柳井南町土地区画整理事業

二 事務所の所在地

柳井市中央三丁目一六番一号

三 施行認可の年月日

平成十八年七月十一日

四 新たに施行者となった者の氏名又は名称及び住所

氏名 又は 名称 住 所
株式会社アルパ・コーポレーション 広島市西区南観音町二番三〇一―二〇一号



(四七) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成十九年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関成

区分	氏名	職名
使用者委員	大谷 憲史	東洋鋼板株式会社執行役員管理本部副部長
"	平野 忠昭	宇部興産株式会社顧問
"	松浦 秀子	日新運輸工業株式会社代表取締役社長
"	山田 義裕	宇部鉄工業協同組合理事長
"	山中 直之	山口県経営者協会専務理事
労働者委員	大塚 健二	マツダ労働組合副執行委員長
"	杉本 郁夫	日本化学エネルギー産業労働組合連合会山口地方連絡会議長
"	鈴木 博文	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長

中野 威 日本労働組合総連合会山口県連合会
事務局長
長嶺 平治 日本労働組合総連合会山口県連合会
会長
公益委員 大田 明登 弁護士
加藤 政男 山口県労働協会理事長
北本 時枝 税理士
中坪 清 弁護士
柳澤 旭 山口大学経済学部教授

(四八) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

山口市

麻生上地区

かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十九年一月三十一日から同年二月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名

理事の別

氏名

住

所

油谷東部土地改良区

理事

緒方 治郎

長門市油谷久富二〇四九

谷川 一實

理事

谷川 一實

八八の三

大田 正克

理事

大田 正克

八二一

西村 芳朗

理事

西村 芳朗

六九の一

大村 雄二

理事

大村 雄二

一一四一

原田 政美

理事

原田 政美

一八三三

日坂 勲

理事

日坂 勲

二一九の一

清水 巖

理事

清水 巖

油谷新別名二四六

酒井 義男

理事

酒井 義男

油谷蔵小田一七〇の一

安倍 正雪

理事

安倍 正雪

一〇〇五

植山 一男

理事

植山 一男

一一六七

上岡 康雄

理事

上岡 康雄

油谷新別名一二七九

松崎 七郎

理事

松崎 七郎

油谷久富二二八の一

山本 聰彦

理事

山本 聰彦

油谷新別名一一二

有田 一夫

理事

有田 一夫

油谷蔵小田一五五八の一

二 退任した役員

土地改良区の名

理事の別

氏名

住

所

油谷東部土地改良区

理事

藤田 芳久

長門市油谷新別名八七

谷川 一實

理事

谷川 一實

油谷久富五八三の二

福原 博美

理事

福原 博美

一一一〇

西村 芳朗

理事

西村 芳朗

六九の一

窪田 守

理事

窪田 守

一一二七

原田 政美

理事

原田 政美

一八三三

緒方 治郎

理事

緒方 治郎

二〇四九

有吉 弘

理事

有吉 弘

二二三四の二

清水 巖

理事

清水 巖

油谷新別名二四六

光田 一

理事

光田 一

油谷蔵小田一五八の一

安倍 正雪

理事

安倍 正雪

一〇〇五

植山 一男

理事

植山 一男

一一六七

上岡 康雄

理事

上岡 康雄

油谷新別名二二七九

「特別養護老人ホーム豊寿」 豊浦町大字厚母郷四四二
削る。 苑



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

交通信号灯器 三三一台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十九年一月十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番

一五号

六 落札金額

千五百三十四万四千二百七十五円

七 入札公告日

平成十八年十二月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成十九年一月二十二日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成十九年一月三十日

山口県労働委員会会長 加藤 政男

氏 名 略 歴

加藤 政男 山口県労働委員会公益委員

柳澤 旭 山口県労働委員会公益委員

大田 明登 山口大学経済学部教授

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員

中坪 清 山口県労働委員会公益委員

大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員

杉本 郁夫 マツダ労働組合副執行委員長

鈴木 博文 山口県労働委員会労働者委員

中野 威 山口県労働委員会労働者委員

長嶺 平治 山口県労働委員会労働者委員

大谷 憲史 山口県労働委員会労働者委員

山口県労働委員会労働者委員

日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

日本労働組合総連合会山口県連合会会長

山口県労働委員会労働者委員

山口県労働委員会労働者委員

山口県労働委員会労働者委員

山口県労働委員会労働者委員

山口県労働委員会労働者委員

平成十九年一月三十日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

東谷 博美	宮田 博喜	内藤 知則	浅野 正之	山田 正人	山中 直之	山田 義裕	松浦 秀子	平野 忠昭
山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長